

○天童市遊休農地解消対策事業補助金交付規程

平成9年3月19日

市告示第25号

改正 令和3年3月31日告示第38号

令和6年4月1日告示第105-2号

(目的)

第1条 市長は、遊休農地の解消を図り、地域農業の振興に寄与するため農業者又は農業者で組織する団体（以下「農業者等」という。）が遊休農地解消対策事業を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において、当該農業者等に対し、補助金を交付する。

(補助事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は遊休農地解消対策事業とし、補助金の額は補助事業に要した額又は別表に掲げる補助金の額の単価に遊休農地の面積を乗じて得た額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画において、農地の借地権又は使用貸借権について5年以上の期間を設定した者
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づき、農地の借地権又は使用貸借権について5年以上の権利を設定し、その許可を受けた者
- (3) 3種類以上の基幹的農作業の受委託の契約について、農業委員会会長の立会いの下、文書により締結した者。ただし、契約期間が5年以上のものに限る。
- (4) 集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農地の地権者等からなり、その区域内における農作業の効率化や農地の利用関係の改善等を実施する組合。ただし、遊休農地解消対策事業完了後、新たな耕作者が見つかるまでの間、当該農地の保全及び管理を行うことができる組合に限る。

(補助金交付申請書)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
（条件）

第5条 市長は、補助金交付の目的を達成するため次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に着手し、又は完了したときは、工事着手（完了）届（様式第3号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。
- (2) 規則第22条に規定する収入及び支出に関する帳簿は、補助事業完了の翌年度から5年間整理保管しなければならない。
（実績報告書）

第6条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
（概算払）

第7条 市長は、必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。
（書類の提出）

第8条 この補助金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

遊休農地に係る補助金の額の単価

事業の区分	補助金の額の単価（10アール当たり）
伐採、抜根、整地等	150,000円
障害物の撤去（ハウス、棚等）	100,000円